

○ 専門的な知識等を必要とする業務の変遷

法施行時 【13業務】	昭和61年改正 【16業務】	平成8年改正 【26業務】	平成14年改正 【26業務】
ソフトウェア開発 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗 案内・受付、駐車場管理等 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備	ソフトウェア開発 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗(※1) 案内・受付、駐車場管理等(※1) 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備 <u>機械設計</u> <u>放送機器等操作</u> <u>放送番組等演出</u>	ソフトウェア開発 機械設計 放送機器等操作 放送番組等演出 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗(※2) 案内・受付、駐車場管理等 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備 <u>研究開発</u> <u>事業の実施体制の企画・立案</u> <u>書籍等の制作・編集</u> <u>広告デザイン</u> <u>インテリアコーディネータ</u> <u>アナウンサー</u> <u>OAインストラクション</u> <u>セールスエンジニアの営業</u> <u>放送番組等における大道具・小道具</u> <u>テレマーケティングの営業</u>	ソフトウェア開発 機械設計 放送機器等操作 放送番組等演出 事務用機器操作 通訳、翻訳、速記 秘書 ファイリング 調査 財務処理 取引文書作成 デモンストレーション 添乗 建築物清掃 建築設備運転、点検、整備 案内・受付、駐車場管理等 研究開発 事業の実施体制の企画・立案 書籍等の制作・編集 広告デザイン インテリアコーディネータ アナウンサー OAインストラクション テレマーケティングの営業 セールスエンジニアの営業、 <u>金融商品の営業</u> 放送番組等における大道具・小道具

(太字下線部が追加部分)

※1 平成2年の政令改正により、
 ① 「案内・受付、駐車場管理等の業務」に、「博覧会場における受付・案内の業務」を、
 ② 「添乗の業務」に、「船舶鉄道等の旅客の用に供する施設内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務」を、
 それぞれ追加。
 また、ファイリングの業務の定義を改定。

※2 平成8年の政令改正により、「添乗の業務」に、「主催旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務又は当該業務に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)」を追加。